

## 1. 平成 29 年度に機構が実施した法科大学院認証評価について

### 1 評価の目的

機構が実施する評価においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

### 2 評価の実施体制

法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、実際の評価作業を行う評価部会及び教員の授業科目適合性の調査を行う教員組織調査専門部会を設置するとともに、評価委員会における議案を整理するため運営連絡会議を設置し、評価を実施しました。

### 3 評価方法及びプロセスの概要

- (1) 法科大学院における自己評価  
「自己評価実施要項」に従い自己評価書を作成し、機構に提出します。
- (2) 機構における評価
  - ① 書面調査：提出された自己評価書（関連資料・データ等を含む。以下同様。）について調査・分析を行い、対象法科大学院の教育活動等の状況が基準を満たしているかどうか判断を行います。また、法曹養成の基本理念や対象法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を指摘事項として抽出します。
  - ② 訪問調査：書面調査では確認することのできない内容等を中心として、対象法科大学院を訪問し現地調査を行います。
  - ③ 評価結果の取りまとめ：書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加え、基準を満たしているかどうかの最終的な判断を行ったうえで評価結果（案）を作成し、意見の申立ての手続きを経て評価結果として取りまとめます。
  - ④ 適格認定：評価の結果、各基準の判断結果を総合的に考慮し、評価基準に適合していると認める場合、対象法科大学院に適格認定を与えます。

#### 4 評価のスケジュール

- (1) 機構は、平成 28 年 6 月に、申請を予定している法科大学院関係者に対し、評価の基準や方法等について説明を行うとともに、当該法科大学院の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。
- (2) 機構は、平成 28 年 7 月から 9 月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の 6 法科大学院の評価を実施することとなりました。
- 国立大学（4 法科大学院）
    - ・ 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻
    - ・ 一橋大学大学院法学研究科法務専攻
    - ・ 金沢大学大学院法務研究科法務専攻
    - ・ 熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻
  - 私立大学（2 法科大学院）
    - ・ 上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻
    - ・ 愛知大学大学院法務研究科法務専攻
- (3) 機構は、平成 29 年 6 月に機構の評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。
- (4) 機構は、平成 29 年 6 月末までに対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象法科大学院の評価は、次のとおり実施しました。

29 年 7 月	書面調査の実施
8 月～9 月	教員組織調査専門部会 ・ 授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査
8 月	評価部会 ・ 基準ごとの判断の検討 ・ 書面調査による分析結果の整理
9 月	運営連絡会議 ・ 書面調査による分析結果の審議・決定
10 月～11 月	訪問調査の実施
12 月	評価部会 ・ 評価結果（原案）の作成
30 年 1 月	運営連絡会議、評価委員会 ・ 評価結果（案）の取りまとめ

	評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	意見申立審査専門部会 ・適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議
	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定

## 5 評価結果

平成 29 年度に評価を実施した 6 法科大学院のうち、5 法科大学院が評価基準に適合しており、1 法科大学院が適合していないとする評価結果となりました。

評価基準に適合している法科大学院（5 法科大学院）

- ・ 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻
- ・ 一橋大学大学院法学研究科法務専攻
- ・ 金沢大学大学院法務研究科法務専攻
- ・ 上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻
- ・ 愛知大学大学院法務研究科法務専攻

評価基準に適合していない法科大学院（1 法科大学院）

- ・ 熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻

## 6 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成30年3月現在）

### (1) 法科大学院認証評価委員会

○磯村保	早稲田大学教授
逢見直人	日本労働組合総連合会会長代行
大澤裕	東京大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
紙谷雅子	学習院大学教授
唐津恵一	東京大学教授
木村光江	首都大学東京教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐伯仁志	東京大学教授
潮見佳男	京都大学教授
龍岡資晃	西綜合法律事務所弁護士
◎田中成明	京都大学名誉教授
土屋美明	共同通信社客員論説委員
中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
野原一郎	法務省法務総合研究所総務企画部付
濱田毅	同志社大学教授
松下淳一	東京大学教授
三角比呂	司法研修所教官
牟田哲朗	平和台法律事務所弁護士
村中孝史	京都大学教授
山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

荒木尚志	東京大学教授
◎磯村保	早稲田大学教授
大澤裕	東京大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
木村光江	首都大学東京教授
酒井啓亘	京都大学教授
潮見佳男	京都大学教授
龍岡資晃	西綜合法律事務所弁護士
田中成明	京都大学名誉教授
中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
長谷川晃	北海道大学教授
松下淳一	東京大学教授
松本和彦	大阪大学教授
○山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

植村立郎	湯島綜合法律事務所弁護士
江森史麻子	大洋綜合法律事務所弁護士
加藤哲夫	早稲田大学教授
川口恭弘	同志社大学教授
◎潮見佳男	京都大学教授
○成瀬幸典	東北大学教授
安西文雄	明治大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第2部会)

青戸理成	鳥飼総合法律事務所弁護士
荻野祥三	元毎日新聞記者
○下井康史	千葉大学教授
◎田中教雄	九州大学教授
中野俊一郎	神戸大学教授
濱田毅	同志社大学教授
山田文	京都大学教授
和田俊憲	慶應義塾大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第3部会)

池田直樹	あすなろ法律事務所弁護士
佐久間毅	同志社大学教授
清水真	明治大学教授
中山隆夫	中央大学教授
○服部高宏	京都大学教授
松本和彦	大阪大学教授
◎山本和彦	一橋大学教授
渡辺雅昭	朝日新聞社論説副主幹

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

浅野博宣	神戸大学教授
荒木尚志	東京大学教授
太田匡彦	東京大学教授
小木曾綾	中央大学教授
加藤新太郎	中央大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
○佐伯仁志	東京大学教授
酒井啓亘	京都大学教授
野原一郎	法務省法務総合研究所総務企画部付
濱田毅	同志社大学教授
藤本亮	名古屋大学教授
前田陽一	立教大学教授
三木浩一	慶應義塾大学教授
◎吉原和志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(5) 法科大学院認証評価委員会意見申立審査専門部会

○碓井光明	東京大学名誉教授
土屋文昭	法政大学教授
外立憲治	外立総合法律事務所所長弁護士
◎三井誠	神戸大学名誉教授
安永正昭	神戸大学名誉教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

## 2. 対象法科大学院の評価結果

ここでは、評価を実施した対象法科大学院の評価結果を掲載しています。また、評価結果と併せて対象法科大学院に関する情報を参考資料として添付しています。

### (1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

### (2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

### (3) 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象法科大学院を置く大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合に、当該申立ての内容を転載するとともに、それに対する評価委員会の対応を記述しています。

### (4) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」及び「ii 目的」を転載しています。